

別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の車室内に備える太陽光線の直射による運転者の眩惑を防止するための装置（以下「サンバイザ」という。）に適用する。

2. 試験方法

- 2.1. サンバイザ本体に、手掌面で力を加えて、接触感の程度を調べる。
- 2.2. 実車取付状態のサンバイザに対して、直径165mmの球状剛体頭部模型が、あらゆる方向より静的に接触する部分を測定する。
- 2.3. 2.2.の方法で静的に接触するサンバイザ構成材料のうち、硬いものの角の半径を測定する。

3. 判定基準

- 3.1. サンバイザ本体は衝撃を吸収する材料で作られているか、または被われており、2.1.に示す方法で試験したとき、内部の硬い構造物に局所的な接触感がない構造とする。
- 3.2. 2.3.の測定値は3.2mm以上とする。

ただし、取り付けのための基盤部の角の半径は、板厚の15%あればよいものとする。